

震災対策検証委員会耐震化分科会設置要綱

（設置）

第1条 震災対策検証委員会設置要綱第5条の規定により、震災対策検証委員会に建築物の耐震化等に関する事項を検証・点検するため、耐震化分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 建築物の耐震化について、岐阜県耐震改修促進計画が適切であるか検証・検討を行うことに関する事務
- 二 その他、上記に付随する事務

（組織）

第3条 分科会の委員は、別添のとおりとする。

- 2 分科会には座長を置き、座長は委員長が指名する。
- 3 座長は、分科会の事務を主宰する。

（任期）

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

（会議の招集）

第5条 分科会の会議は、座長が招集する。

- 2 その他、座長は分科会委員以外の者に対して、必要に応じて分科会への参加を要請することができる。

（事務局）

第6条 震災対策検証委員会設置要綱第5条第2項の規定により、分科会の事務を処理するため、岐阜県建築指導課に事務局を置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事その他の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

(別添)

委員

<学識経験者>

杉戸 真太 岐阜大学理事兼副学長(地震工学、地盤工学)

森 保宏 名古屋大学大学院教授(都市環境学)

<建築関係団体>

藤井 孝一 (社)岐阜県建築士会会長

土本 俊行 (社)岐阜県建築工業会会長

向井 征二 (社)岐阜県建築士事務所協会会長

<市町村>

川島 幸美津 岐阜市まちづくり推進部長

丸山 裕章 中津川市基盤整備部長

計 7名